



平成 27 年 11 月 24 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 出山 泰弘
(コード番号：7834)
問合せ先 専務取締役経営管理本部長 盧 康九
(TEL：03-3526-9970)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 24 日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を平成 27 年 12 月 25 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）を変更するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 条）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに、社外取締役ではない取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役ではない監査役との間でも、責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役において、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 32 条と第 43 条の一部を変更するものであります。

なお、定款第 32 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 12 月 25 日

定款変更の効力発生日 同 上

3. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

以上

現行定款	変更案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、販売および輸出入業</p> <p>(現行定款第2条1(22)より移動)</p> <p>(現行定款第2条3より移動)</p> <p>(現行定款第2条1(7)より移動)</p> <p>(現行定款第2条1(11)より移動)</p> <p>(1)金、銀、白金等および宝石</p> <p>(2)銅、鉄、アルミニウム、その他貴金属地金</p> <p>(3)宝石細工品、室内装飾品</p> <p>(4)金属プレス製品</p> <p>(5)喫煙具、装身具、装飾品その他身辺用細貨類</p> <p>(現行定款第2条1(16)より移動)</p> <p>(現行定款第2条4より移動)</p> <p>(現行定款第2条1(17)より移動)</p> <p>(6)医療用機械器具、時計・同部分品、眼鏡等精密機械器具、電気機械器具、自動販売機、輸送用機械器具、保安用機械器具</p> <p>(7)計量器・測定器・光学機械等精密機械器具</p> <p>(8)圧延機械、線引器、製缶器、プレス機械、せん断器、鍛造機、溶接機、巻線機、繊維機械</p> <p>(9)ポンプ・同装置、空気圧縮機、送風機</p> <p>(10)金属加工機械、食料品加工機械等一般機械器具</p> <p>(11)健康食品、酒類、菓子、その他食料品および飼料</p> <p>(12)家具、建具、その他装備品、家庭用雑貨、建築用資材</p> <p>(13)機械工具、手道具、食品調理用具、農業用機械器具等一般金属および建築用金属製品</p> <p>(14)書画、絵画等の美術品および骨とう品、楽器類、文房具、玩具</p> <p>(15)種苗、種実、植木、花、庭石、燈籠等庭園用品</p> <p>(16)家庭用電気製品</p> <p>(17)医薬品、医薬部外品、化粧品、油脂加工品等化学工業品</p> <p>(18)化学薬品、農業用薬品</p> <p>(19)通信機器、情報処理機器</p> <p>(20)電子計算機・同附属装置</p> <p>(21)油脂加工製品・石鹼・合成洗剤・界面活性剤・塗料</p> <p>(22)各種スポーツ及びゲーム・玩具等娯楽に使用する用具、用品、衣類等用品雑貨</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(現行定款第2条2より移動)</p> <p>(現行定款第2条33より移動)</p> <p>(現行定款第2条47より移動)</p> <p>(現行定款第2条48より移動)</p> <p>2. 各種スポーツ等の研修、教習、競技会の企画、運営、管理</p> <p>3. ゴルフ、テニス等の練習機器および健康機器の製造、販売</p>	<p>第1条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 次の物品の製造、販売(通信販売を含む。)および輸出入</p> <p>(1)各種スポーツおよび娯楽に使用する用具、用品、衣類等用品雑貨</p> <p>(2)ゴルフ、テニス等の練習機器および健康機器</p> <p>(3)計量器・測定器・光学機械等精密機械器具</p> <p>(4)健康食品、酒類、菓子、その他の食料品および飲料水、清涼飲料水その他の飲料</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(5)喫煙具、禁煙用品、装身具、装飾品その他身辺用細貨類</p> <p>(6)家庭用電気製品</p> <p>(7)事務用物品、日用雑貨</p> <p>(8)医薬品、医薬部外品、化粧品、油脂加工品等化学工業品、化学薬品</p> <p>(9)医療用機械器具、時計・同部分品、眼鏡等精密機械器具</p> <p>(変更案 第2条1(3)へ移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更案 第2条1(4)へ移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更案 第2条1(6)へ移動)</p> <p>(変更案 第2条1(8)へ移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(変更案 第2条1(1)へ移動)</p> <p>2. ゴルフ場、各種スポーツ施設の経営</p> <p>3. ゴルフ場、各種スポーツ施設の会員権の売買および仲介</p> <p>4. 各種スポーツ等の研修、教習および競技会の企画、運営および管理</p> <p>5. 雑誌、書籍、その他の印刷物の企画・製作および販売</p> <p>6. 前各項の事業に対する投資または他人との共同経営</p> <p>7. 前各項の事業に関連または付帯する一切の事業</p> <p>(変更案 第2条4へ移動)</p> <p>(変更案 第2条1(2)へ移動)</p>

4. 飲料水、事務用品、日用雑貨の販売および輸出入業	(変更案 第2条1(7)へ移動)
5. コンピューターに関するソフトウェアの作成、企画および販売	(削除)
6. コンピューターによる情報処理並びに情報提供に関する業務	(削除)
7. 倉庫業	(削除)
8. 商品の受発注および代金回収並びに売上金 管理等の事務代行	(削除)
9. 各種内外取引の代理、仲介業	(削除)
10. 損害保険および生命保険の代理業	(削除)
11. 各種金属及びスフ、レーヨン、ナイロン、ビニロン等化学製品の熱 処理および溶融めっき業	(削除)
12. 貴金属、非鉄金属、鉄属等鋳業および精製、圧延業	(削除)
13. 不動産賃貸、売買、交換、およびその仲介ならびに所有、管理なら びに利用	(削除)
14. 音声、音楽、映像、映画、データ等の記録媒体の販売および賃貸	(削除)
15. 電話回線、無線、ケーブルテレビ、通信衛星等の手段を使用した音 声、音楽、映像、映画、データ等の情報提供サービス業	(削除)
16. コンピューターの技術教室およびカルチャー教室の経営ならびにビ ジネス教育事業	(削除)
17. インターネットによる競売の運営	(削除)
18. 自動車、オートバイ、自転車の販売および仲介	(削除)
19. 広告代理店業	(削除)
20. 旅行代理店業	(削除)
21. 市場調査および各種マーケティングリサーチの請負	(削除)
22. 企業の合併、提携、営業権の譲渡に関する調査、企画、およびそれ らの斡旋、仲介	(削除)
23. 経営に関するコンサルティング業	(削除)
24. 労働者派遣事業に基づく一般および特定労働者派遣事業、 ならびに人材紹介業	(削除)
25. 電気通信事業法に定める電気通信事業	(削除)
26. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続に関する代理店業務	(削除)
27. 電気通信機器の加工、取付工事、保守	(削除)
28. 有価証券の取得、保有、および運用等の投資業	(削除)
29. 投資事業組合の財産の運用および管理	(削除)
30. 子会社の管理業務	(削除)
31. 経理・財務・経営に関するコンサルタント業務	(削除)
32. 通信販売業務	(変更案 第2条1へ移動)
33. 雑誌、書籍、その他の印刷物の企画・製作及び販売	(変更案 第2条5へ移動)
34. 人事採用活動に関する企画及びプロモーション業務	(削除)
35. 人事採用活動に関する個人情報管理業務	(削除)
36. 人事採用活動に関する求人媒体作成、販売業務	(削除)
37. 人事採用活動に付随する請負業務	(削除)
38. 飲食店業	(削除)
39. 金券ショップの経営	(削除)
40. パチンコ店の懸賞品及び景品の企画、購入及び販売業務	(削除)
41. パチンコ店におけるコーヒー、ケーキ等の飲食物の販売請負業	(削除)
42. チラシ、カタログ、ビデオ、パンフレット等の販売促進用品企画・ 製作並びに販売	(削除)
43. 声優、モデル、タレントの育成、斡旋、並びにマネージメント及び プロモート業務	(削除)
44. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物な どの画像を付したものの）の企画、デザイン及び著作権、商標権、意 匠の管理業務	(削除)

45. キャラクターを付した衣料品、装身具、文房具、日用雑貨品などの 製作及び販売	(削除)
46. キャラクターの企画、開発、販売及びデザインの販売	(削除)
47. 上記事業に対する投資、融資または他人との共同経営	(変更案 第2条6へ移動)
48. 前各項前各号に関連または付帯する一切の事業 (新設)	(変更案 第2条7へ移動)
第3条～第31条 (条文省略)	8. 前各項の事業を営む会社、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理する業務およびこれに関連または付帯する一切の事業
(取締役の責任免除)	第3条～第31条 (現行通り)
第32条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条 第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度に おいて免除することができる。 ②当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任 を限定する契約を締結することができる。ただし当該契約に基づく賠 償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除等)
第33条～第42条 (条文省略)	第32条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条 第1項の取締役(取締役であったものを含む。)の責任を法令の限度 において免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行 取締役等であるものを除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償 責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基 づく賠償責任の限度額は、法令に規定する最低責任限度額とする。
(監査役の責任免除)	第33条～第42条 (現行通り)
第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条 第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度に おいて免除することができる。 ②当社は、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を 限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく 賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任免除等)
(以下、省略)	第43条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条 第1項の監査役(監査役であったものを含む。)の責任を法令の限度 において免除することができる。 ②当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、 同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に規定する 最低責任限度額とする。
	(以下、省略)

以上